

皇島區広報

No. 89.

昭和 32. 3. 25.

東京都豊島区役所

說寫
明真

躍進する豊島の土木事業

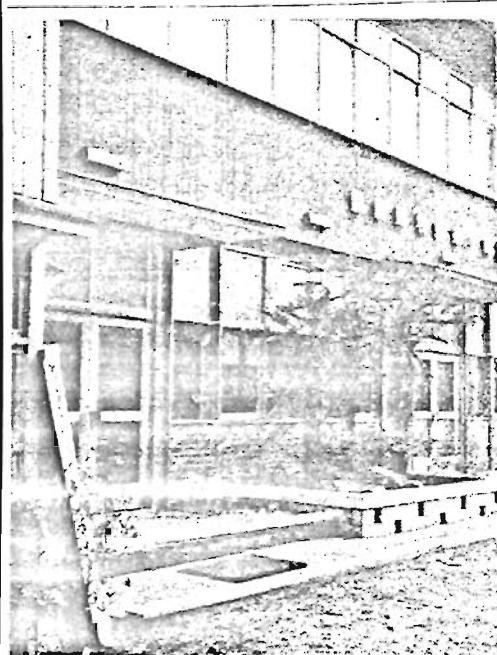
本区の土木工事は着々と進捗し、この面を一新しつゝあります。それは雨の日も風の日も撓まぬ努力を続ける人々と、新鋭を誇る機動力の活躍によるものでこうした作業は区民の基礎となつて明日も地味に続けられて行きます。



—近 代 的 設 備 を 誇 る—
— 第 一 出 張 所 竣 工 —

工竣所張出第一 第一近代設備を誇る

【写真説明】竣工なつた第一出張所正面玄関



により工事は円滑に進捗し、この近代的な設備と外銀を整えた第一出張所は竣工を見、去る三月十七日その落成式を挙行いたしました、従つて清和小学校内の仮事務所で皆様に御不便をかけていた事務もこれにより十八日より新庁舎において行つております。なお改築なつた第一出張所の構造は次のようなものであります。

昭和32年度第2回

豐島區議會

新年度予算

四億九千三百余万円可決

三月七日午後一時に招集された本年第二回の区議会は同

四百四十九号案第四十一
号昭和三十二年度一時借入金
額に関する件

日午後九時四十九分より開会され日程前に木村区長より招集の挨拶と昭和三十二年度当初予算編成方針の大要について、説明がなされ左記日程に入つた。

日程第一 計算第一号 昭和三十一年九月三十日現在東京都豊島区財産表

日程第二報告第二号より日程第十一報告第十一号までの駆込小学校外九校に対する備品什器の寄附受領の報告十件右は文教委員長の報告に依り承認

のため、議長指名の特別委員会二十一名を以つて組織する昭和三十二年度予算特別委員会の設置する旨となり、其の特別委員二十一名は左記の通り議長の指名となり、審議が付託された。

満場一致受領することに原案が可決された。

◎印委員長 記
（議席順）
鶴見秀男
古賀清
○山下土屋
虎雄剛

昭和32年度豊島区歳入歳出予算案

	歲	科	目	稅	入	予	算	額
1.	區	公營企業及財產收入	手數	料金	金	金	入計	436,530,690円
2,								8,681,000
3,								19,605,721
4,								4,646,214
5,								1,000
6,								375,000
7,								1,000
8,								22,479,744
9.								492,320,369
							出	
1,	使	都	寄	織	織	費	費	24,993,162
2,	議	議	議	議	議	費	費	175,705,191
3,	區	土	教	文	木	育	費	53,688,235
4,		教	文	民	育	事	費	156,069,950
5,						經	費	2,988,202
6,						振	費	16,528,770
7,						拳	費	1,285,182
8,						調	費	4,915,840
9,						委	費	1,191,371
10,						稅	費	108,108
11,						籍	費	667,490
12,						登	費	8,974,402
13,						第	費	762,234
14,						備	費	2,179,042
15,						第	費	7,455,583
16,						備	費	29,807,607
17,						第	費	5,000,000
						備	費	492,320,369
						第	費	

昭和32年度豊島区特別会計予算案

(公益質屋)		歲	入	豫算額
科	目	收歲	費費計	47,374,935
事業				47,274,935
事業	業鋪	合		100,000
予歲	出	歲		47,374,935
(商工業融資)	還收	金入計		
返雜歲	入	金		7,500,000
諸	支	金		375,000
				7,875,000
				7,875,000

員力協區地區政委狀交付

区政地区協力員 委嘱状交付付

豊島公会堂にて

第一回 内地米 四日分
 三月五日(一)三月十日
 第二回 淀内地米 三日分
 三月十一日(一)三月二十日
 第三回 内地米 四日分
 三月十二日(一)三月廿二日
 特配 内地もち米 四日分
 三月一日(一)三月三十一日

二、希望配給
第一回 内地米 五日分
三月一日より三月十五日
第二回 内地米 五日分
三月十六日より三月卅一日

河村 村田 藤島 安右衛門 森 茂吉 での十四日間とし、区議会の
孝信 文雄 國雄 島田勝太郎 再開日時は二十日午後二時と
花山豊三郎 市川 勇吉 決定し、午後十一時三十九分
笠原 鉄吉 橋本とし子 教会し休会に入つたが、特別
孫藏 田代永 重雄 計算委員会においてはこの辺
荻野 間氏 足立藤次郎 予算委員会について慎重に
武安 代永 重雄 託された議案について慎重に
内井 河井 駒井 審議し二十日再会の又議会を

付並感謝状、記念品の贈呈等
が去る三月一日豊島公会堂に
盛んに挙行されました。
当は来賓として正副議長
区議會議員、各地区委員長を
迎え十二時半より開会され、

木村区長より各代表者に委嘱状の交付、感謝状、記念品の贈呈が行われ次いで各来賓の挨拶があり終つて映画「リリイ」を観賞収会しました。

今年も頑張るぞ

子供銀行の集い

神武以来の好景氣と悲に伝えられておる景氣もほんとうは、わが国の経済の基礎が固つての好景氣ぢやないからむしろこうした景気の行過ぎの時こそ、なお一層の貯蓄が必要なのだと、大人に負けない正確な日本経済の判断を行

う小国民の貯蓄意欲は子供銀行を通じて益々盛んになり区内の子供銀行は上昇の一途を辿つております。本区においてはこの機を逃せずなお一層の向上発展を図るために去る二

月十六日豊島公会堂に区内子供銀行の集いを盛大に開催いたしました。

当口は東京都において貯蓄奨励運動の仕事を主管する民

主局大塚生活課長、日本銀行貯蓄推進部の橋本調査役を迎えた午後二時より木村区長から音楽隊の演奏、映画「おばあちゃん」の鑑賞、そして内藤清吉氏指揮する消防音楽隊の演奏が行なわれ終りました。

本区においてはなお一層の成績をあげこの目的達成を図らうと昭和三十一年度第三回生徒さん全員の全部の声に係員はうれしい悲鳴と云う所でありました。

なお本区では今後もこうした声にこたえられるよう種々

計画いたしておりますから区民皆さんの御協力をお願いいたします。

院副院長清水先生を迎え和裁

区民慰安大会

三月十日—二十日

日頃区政に御協力下さる区民みなさんに些かの微意を表そうとして行われる春季区民慰安大会は去る三月十日より第五地区三月十一日第二地区三月十二日第八地区三月十三日第六地区三月十四日第三地区三月十五日第四地区三月十六日第五地区三月十七日第九地区三月十八日第七地区三月十九日第一地区三月二十日

新版歌舞文
南郷力丸親子旅
大蛇丸の逆壁
一幕二景

家庭の主婦を対象に

「食生活改善講習会

三月八日から四会場で

食生活の合理化を図るには米食偏重による従来の食生活のよ

ります。

より一步工夫をこらして、栄

養的均衡のとれた粉食を中

心とした新理法の改善が必要とされています。ところが近

年相づく豊作により、最近や

やもするごとに米食に頼る傾向があ

り、これは栄養攝取あるい

やもするごとに米食に頼る傾向があ

ります。そこで本区は今年も

区民の健康新生活を

目白小学校

千早小学校

雄司谷小学校

日出小学校

豊島区役所

東京都立衛生研究所

豊島区池袋保健所

豊島区長崎保健所

栄養士 小久保順子

（1）三月八日（金曜日）

（2）三月九日（土曜日）

（3）三月十日（月曜日）

（4）三月十一日（火曜日）

（5）三月十二日（水曜日）

（6）三月十三日（木曜日）

（7）三月十四日（金曜日）

（8）三月十五日（土曜日）

（9）三月十六日（日曜日）

（10）三月十七日（月曜日）

（11）三月十八日（火曜日）

（12）三月十九日（水曜日）

（13）三月二十日（木曜日）

（14）三月廿一日（金曜日）

（15）三月廿二日（土曜日）

（16）三月廿三日（日曜日）

（17）三月廿四日（月曜日）

（18）三月廿五日（火曜日）

（19）三月廿六日（水曜日）

（20）三月廿七日（木曜日）

（21）三月廿八日（金曜日）

（22）三月廿九日（土曜日）

（23）三月三十日（日曜日）

（24）三月卅一日（月曜日）

（25）三月廿二日（火曜日）

（26）三月廿三日（水曜日）

（27）三月廿四日（木曜日）

（28）三月廿五日（金曜日）

（29）三月廿六日（土曜日）

（30）三月廿七日（日曜日）

（31）三月廿八日（月曜日）

（32）三月廿九日（火曜日）

（33）三月卅日（水曜日）

（34）三月卅一日（木曜日）

（35）三月卅二日（金曜日）

（36）三月卅三日（土曜日）

（37）三月卅四日（日曜日）

（38）三月卅五日（月曜日）

（39）三月卅六日（火曜日）

（40）三月卅七日（水曜日）

（41）三月卅八日（木曜日）

（42）三月卅九日（金曜日）

（43）三月四十日（土曜日）

（44）三月卅一日（日曜日）

（45）三月卅二日（月曜日）

（46）三月卅三日（火曜日）

（47）三月卅四日（水曜日）

（48）三月卅五日（木曜日）

（49）三月卅六日（金曜日）

（50）三月卅七日（土曜日）

（51）三月卅八日（日曜日）

（52）三月卅九日（月曜日）

（53）三月卅日（火曜日）

（54）三月卅一日（水曜日）

（55）三月卅二日（木曜日）

（56）三月卅三日（金曜日）

（57）三月卅四日（土曜日）

（58）三月卅五日（日曜日）

（59）三月卅六日（月曜日）

（60）三月卅七日（火曜日）

（61）三月卅八日（水曜日）

（62）三月卅九日（木曜日）

（63）三月卅日（金曜日）

（64）三月卅一日（土曜日）

（65）三月卅二日（日曜日）

（66）三月卅三日（月曜日）

（67）三月卅四日（火曜日）

（68）三月卅五日（水曜日）

（69）三月卅六日（木曜日）

（70）三月卅七日（金曜日）

（71）三月卅八日（土曜日）

（72）三月卅九日（日曜日）

（73）三月卅日（月曜日）

（74）三月卅一日（火曜日）

（75）三月卅二日（水曜日）

（76）三月卅三日（木曜日）

（77）三月卅四日（金曜日）

（78）三月卅五日（土曜日）

（79）三月卅六日（日曜日）

（80）三月卅七日（月曜日）

（81）三月卅八日（火曜日）

（82）三月卅九日（水曜日）

（83）三月卅日（木曜日）

（84）三月卅一日（金曜日）

（85）三月卅二日（土曜日）

（86）三月卅三日（日曜日）

（87）三月卅四日（月曜日）

（88）三月卅五日（火曜日）

（89）三月卅六日（水曜日）

（90）三月卅七日（木曜日）

（91）三月卅八日（金曜日）

（92）三月卅九日（土曜日）

（93）三月卅日（日曜日）

（94）三月卅一日（月曜日）

（95）三月卅二日（火曜日）

（96）三月卅三日（水曜日）

（97）三月卅四日（木曜日）

（98）三月卅五日（金曜日）

（99）三月卅六日（土曜日）

（100）三月卅七日（日曜日）

（101）三月卅八日（月曜日）

（102）三月卅九日（火曜日）

（103）三月卅日（水曜日）

（104）三月卅一日（木曜日）

（105）三月卅二日（金曜日）

（106）三月卅三日（土曜日）

（107）三月卅四日（日曜日）

（108）三月卅五日（月曜日）

（109）三月卅六日（火曜日）

（110）三月卅七日（水曜日）

（111）三月卅八日（木曜日）

（112）三月卅九日（金曜日）

（113）三月卅日（土曜日）

（114）三月卅一日（日曜日）

（115）三月卅二日（月曜日）

（116）三月卅三日（火曜日）

（117）三月卅四日（水曜日）

（118）三月卅五日（木曜日）

（119）三月卅六日（金曜日）

（120）三月卅七日（土曜日）

（121）三月卅八日（日曜日）

（122）三月卅九日（月曜日）

（123）三月卅日（火曜日）

（124）三月卅一日（水曜日）

（125）三月卅二日（木曜日）

（126）三月卅三日（金曜日）

（127）三月卅四日（土曜日）

（128）三月卅五日（日曜日）

（129）三月卅六日（月曜日）

（130）三月卅七日（火曜日）

（131）三月卅八日（水曜日）

（132）三月卅九日（木曜日）

（133）三月卅日（金曜日）

（134）三月卅一日（土曜日）

（135）三月卅二日（日曜日）

（136）三月卅三日（月曜日）

（137）三月卅四日（火曜日）

（138）三月卅五日（水曜日）

（139）三月卅六日（木曜日）

（140）三月卅七日（金曜日）

（141）三月卅八日（土曜日）

（142）三月卅九日（日曜日）

（143）三月卅日（月曜日）

（144）三月卅一日（火曜日）

（145）三月卅二日（水曜日）

（146）三月卅三日（木曜日）

（147）三月卅四日（金曜日）

（148）三月卅五日（土曜日）

（149）三月卅六日（日曜日）

（150）三月卅七日（月曜日）

（151）三月卅八日（火曜日）

（152）三月卅九日（水曜日）

（153）三月卅日（木曜日）

（154）三月卅一日（金曜日）

（155）三月卅二日（土曜日）

（156）三月卅三日（日曜日）

（157）三月卅四日（月曜日）

（158）三月卅五日（火曜日）

（159）三月卅六日（水曜日）

（160）三月卅七日（木曜日）

（161）三月卅八日（金曜日）

（162）三月卅九日（土曜日）

（163）三月卅日（日曜日）

（164）三月卅一日（月曜日）

（165）三月卅二日（火

区民税の申告を

お忘れなく

本月三十日までに申告して
いたゞく区民税の申告書は昭
和三十二年度分の区民税の賦
課徴収上欠くべからざる重要
申告であります。この申告義
務者は本年一月一日現在豊島
区に居住しておられた方が前
年中（昭和三十二年一月より
十二月まで）の総所得金額、
所得税額、その他申告書用紙
の各欄の事項を洩れなく正確
に記入して細限内に提出して
いたゞくのでありますか稅務
署に確定申告を出された方は
その金額を記入し、署されな
い方は所得の多少に拘らず前
年中の総所得金額、例えば給
与所得以外に資産所得のある
場合は貸地、貸家、貸間等よ
り生ずる所得及び利子配当等

の所得額を計算して記入して下さい。尙給与所得者は勤務先で発行する源泉徴収票、またはその写しを貼布して提出しなければなりません。記載上の注意事項は申告用紙に書いてあります、なお質問の点は区役所税務課が最寄の出張所にお問合せ下さい。申告がどうして必要かは、申込迄もな、皆さんの区民登録が範まで適正に課税され納税者の皆さんが納得されて納税していくたゞける上の指針となるからであります。申告書川紙が出張所より配布されます。た際は明日と言わず速に申告して下さるようお願いたします。

アジア善隣國民運動

黄色羽根募金に御協力を

区長から温かい 洋服の贈物

第一種都營住宅

公共職業安定所に問合せ下さい。
電話(97)〇〇一七七一七九

一種都當住宅

率となりります。

卷之三

就職への早道

— 1 —

就職への早道
職業補導生募集

第三回 青少年健全育成

強調運動實務

青少年の健全なる育成を図るため、良い環境をつくり青少年に正しい方向を与えることに務めてまいりました。本区青少年問題協議会では今回青少年問題協議会の提唱する第三回青少年健全育成強調運動に応えて本区の実情を加味し、幼く青少年の福祉問題と青少年の映画対策の二大目標をかゝげ、区内関係機関、各団体が結束して強力に本運動を推進することとなりました。何卒本運動の重要性と趣旨を理解されて全区民の積極的な御参加をお願い致します。

皆会にて本運動は夫々の地区の実情に則した方法で自主的に展開することの必要性を再確認いたし、現在各地区的運動を実施しております。先ず若くして実社会に出て幼く青少年に安心して働く職場と自己の才能を十分に伸ばし得る環境とを与える運動として事業主、工場主打合会、勤労青少年相談の二行事を行います。前回に継続する「青少年による映画をみせる運動」に於いてはその性質上今回は主体を極力民間諸団体に置き、

地区独自の構想により計画しておられます。区民運動として盛り上げ、宗旨の末端渗透を図るとともに、永続的且反覆的な運動の実施体制をつくることを目的としております。

受けている人達にも、それを受けながら無終で短期間の教育により必要な知識や技能を与えて各人に適した職業につきやすいようにする施設として公共職業補導所があります。費用は無料で六ヶ月又は一年、科目は運転、経理事務、自動車修理など二八種目あります。詳しいことは池袋にあります。

はじめられるのが大切であることに気付き、このような問題を解決して行こうと云う所から開催されたものでした。本区ではこうした身近なところから生活改善の実をあげることに種々歎心しておりますので区民みな様にもこうした機には一層の御協力を戴き生活改善に役立せて顶くようおすすめいたします。